

## 統計法施行規則の一部を改正する省令等に対して提出された意見及び総務省の考え方

| No. | 案に対する意見及びその理由【意見提出者名】  | 総務省の考え方   | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|-----|--|---|------------------|
| 1   | <p>緩和後の条件で利用できるのは、緩和後に実施した統計調査の情報に限るべきである。調査実施の際に情報の利用範囲を示していたのに、情報を取得した後で拡大するのは、情報を出した者、調査の対象になった者に対する一種の裏切り行為である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   | <p>統計法において、「公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」であること、「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」が掲げられていることに鑑みれば、可能な範囲で利用の拡大を図ることが法意に沿うものと言えます。また、これまで提供されている統計と同様、統計処理されることにより調査の対象となる方や事業所を特定できない形で提供されるので、十分秘密保護が図られています。このような統計法の考え方の下、法律により委任された範囲内で省令を改正するものであるため、見直し前の統計調査も対象と考えております。</p> | 無                |
| 2   | <p>もとの調査に回答した者が、これら委託による統計の作成等や匿名データの作成などに自分の分の調査票情報が利用されることを断るときの仕組みを同時に整備すべきである。個人情報の分野では、そうしたオプトアウトのような仕組みは当然のものになりつつあるのではないかと。特に、基幹統計調査については、調査への報告が義務とされているが、それら委託による統計の作成等や匿名データの作成という、当の基幹統計調査以外への利用を容認することまで義務付けられるべき理由はないので、調査に回答した者が当の基幹統計調査以外への利用を断る仕組みが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <p>委託による統計の作成等及び匿名データは、統計法に基づく基幹統計調査も含む統計調査の利用と定められており、そもそも統計としての利用であり、当該情報により調査の対象となる方や事業所の特定もできないものです。また、的確な実態の把握のためには、元のデータの構成が維持される必要があります。これらの制度にオプトアウトのような仕組みを設けることは考えておりません。</p>   | 無                |
| 3   | <p>本改正について適切であると考えます。<br/>利用目的についての改正に関し、適切なものであると考えられたからである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   | 案に対する賛成意見と考えます。   | 無<br>(賛成意見のため)   |

○提出意見数：3件